

入間市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の種類		金額	事務の種類		金額
1の項～35の項 略			1の項～35の項 略		
36	建築基準法第85条 第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築 許可申請手数料 120,000円	36	建築基準法第85条 第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築 許可申請手数料 120,000円
37の項～44の項 略			37の項～44の項 略		
45	建築基準法第87条 の3第6項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料 120,000円	45	建築基準法第87条 の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料 120,000円
46の項・47の項 略			46の項・47の項 略		
48	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項	長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料 (1) _____住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。次項において「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項	48	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項	長期優良住宅建築等計画に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。次項において「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項

<p>までに規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次項において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>新築の場合 8,000円</p> <p>増築又は改築の場合 13,000円</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次号において同じ。)</p> <p>新築の場合 17,000円</p> <p>増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>新築の場合 57,000円</p>	<p>までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次項において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>新築の場合 8,000円</p> <p>増築又は改築の場合 13,000円</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次号において同じ。)</p> <p>新築の場合 17,000円</p> <p>増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>新築の場合 57,000円</p>
---	---	---------------------------------------	---

			<p>増築又は改築の場合 85,000 円</p> <p>建築を伴わない場合 85,000 円</p> <p>イ 共同住宅等 新築の場合 127,000円 増築又は改築の場合 194,000 円</p> <p>建築を伴わない場合 194,000 円</p> <p>(3) 略</p>			<p>増築又は改築の場合 85,000 円</p> <p>イ 共同住宅等 新築の場合 127,000円 増築又は改築の場合 194,000 円</p> <p>(3) 略</p>
49	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料	<p>(1) _____住宅品質確保法第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 前項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) 略</p>	49	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>(1) 変更後の長期優良住宅建築等計画に関する住宅品質確保法第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 前項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) 略</p>
50の項～76の項 略				50の項～76の項 略		
備考 略				備考 略		

入間市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、改正前の入間市手数料条例別表48の項及び49の項の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の入間市手数料条例別表48の項中「1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「次の各号に定める額」と、「13,000円を申請戸数で除して得た額」とあるのは「13,000円」と、「21,000円を申請戸数で除して得た額」とあるのは「21,000円」と、「申請戸数で除して得た額を加算した額」とあるのは「加</u></p>

算した額」と、同表49の項中「1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「次の各号に定める額」と、「申請戸数で除して得た額を加算した額」とあるのは「加算した額」とする。